

公的研究費管理方針

研究活動不正防止委員会

学校法人芝浦工業大学(以下、「本学」という)は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年2月改正)が文部科学省から公表されたことにともない、以下のとおり、公的研究費管理方針(以下、「方針」という。)を定める。

1. 本学は、競争的資金等の運営・管理を委ねられた立場から、競争的資金等は個人への補助の性格を有するものであっても、その運営・管理は本学の責任において行う。
2. 本学は、競争的資金等による教育・研究活動を円滑に行うため、「学校法人芝浦工業大学教職員行動規範」、「芝浦工業大学教員倫理綱領」に基づき、方針を徹底し、公的研究費管理業務に係る実効性のある運営・管理制度を作り、法規逸脱等の防止、不正防止に取り組む。
3. 本学は、公的研究費管理業務のための基本的事項について、「倫理法令遵守」への取組みに関する意図及び原則を明示し、管理計画を立て、文書化し、管理マネジメント(管理サイクル)を確立し、実施し、維持し、継続的に改善して行く。
4. 公的研究費管理の責任者は以下のとおりとする。
 - (1) 公的研究費の最高管理責任者は、学長とし、大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。
 - (2) 統括管理責任者は、副学長とし、最高責任者を補佐し、公的研究費の運営管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
 - (3) 部局責任者(コンプライアンス責任者兼研究倫理教育責任者)は、各学部長、研究科長、各併設学校長および事務局長とし、部局における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。また、研究者等に対して定期的に研究倫理に関する研修または科目等を受講させる。
 - (4) 事務責任者は学校法人芝浦工業大学経理規程第7条2項に定める経理責任者とする。
5. 監事は、3. の管理マネジメントの運用状況について本学全体の観点から適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。
6. 本学は、公的研究費管理に係るコミュニケーションのために相談窓口および通報窓口を設け、これを公開する。
7. 方針は、本学のコンプライアンスを重視した運営を行う経営ビジョンの実現策の一端として位置づけ、以下の事項を満たすものとする。
 - (1) 本学の教育研究活動に対して適切であること
 - (2) コンプライアンスにかかわる社会的要請に的確に対応すること
 - (3) 管理目的の設定および見直しのための枠組みを与えること
8. 本学は、教職員および取引業者等の方針を周知するとともに理解と協力を要請する。
9. 方針は、研究活動不正防止委員会の議を経て、必要に応じて改正する。